

最高裁判所 御中

市民の司法アクセス向上を目指し 藤沢簡易裁判所に家庭裁判所出張所の併設を求めます！

現在、藤沢市には約44万人、藤沢簡易裁判所管内の5市1町（綾瀬市、海老名市、寒川町、茅ヶ崎市、藤沢市、大和市）には約120万人が暮らしています。

家庭裁判所の支部や出張所があつて然るべき人口規模ですが、この5市1町にはそのどちらありません。

そのため、住民の皆さんが、離婚や相続、成年後見など家庭をめぐる問題に直面した場合には、約1時間かけて、横浜市にある横浜家庭裁判所本庁まで出向かざるを得ません。

また、横浜家庭裁判所本庁が新規に受け付ける年間の事件数は、過去30年で約4倍に増加し、すでに期日が入りにくく、審理の長期化の弊害が生じています。藤沢簡易裁判所管内の5市1町の、家庭をめぐる事件を、横浜家庭裁判所本庁のみに担わせるには限界がきているといわざるを得ません。

この現状に対処し、市民の司法アクセスが向上することを目指して、我々は、充実した設備を有し、裁判官・調査官が常駐する家庭裁判所出張所を藤沢簡易裁判所に併設することを求めます。

氏 名	住 所

【署名取り扱い団体】
藤沢簡易裁判所に横浜家庭裁判所出張所の併設を求める協議会事務局
〒231-0021 横浜市中区日本大通9番地 神奈川県弁護士会 内
TEL:045-211-7711 FAX:045-211-7718

最高裁判所 御中

横浜地方裁判所相模原支部に合議制裁判と労働審判実施を求めます！

平成6年4月に開庁された、相模原市・座間市を管轄する横浜地方裁判所相模原支部では、開庁以来合議制裁判が行われておらず、平成18年4月から開始された労働審判も実施されていません。そのため相模原市民・座間市民のそれらの裁判は、横浜市中区にある横浜地方裁判所本庁で行われています。

上記事情により、移動に伴う時間的、金銭的な制約から裁判に出廷できないことを理由に司法の救済自体を断念したり、合議体による慎重かつ丁寧な審理を受けられない不利益を被ったり、労働相談が増えているにも関わらず労働審判による事件の早期解決を図れなかったり等、両市民にとって決して看過することが出来ない実害が発生しています。これは現在だけでなく将来にわたって続く不利益であるともいえます。

この現状に対処し、市民が平等な法的サービスを受けられることを目指して、我々は横浜地方裁判所相模原支部に合議制裁判と労働審判実施を強く求めます。

氏名	住所

【署名取り扱い団体】

横浜地方裁判所相模原支部に合議制裁判と労働審判実施を求める協議会

〒252-0236 相模原市中央区富士見6-11-17

神奈川県弁護士会相模原支部内

電話番号：042-751-0958

FAX 番号：042-751-0912